- 3. 今後の公共施設維持管理に関して
 - (3) 地域活動に学校施設を開放することの積極的推進について

【答弁】

学校施設は、「学校施設の確保に関する政令」により、原則的に学校教育の目的に使用することとされておりますが、地域住民にとっては、最も身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内において、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいとされております。

本市におきましても、現在、全ての小・中学校で地域開放を実施し、運動場や体育館については、広く市民の方に利用していただいております。また、一般教室につきましても、学校と地域が連携を図っていくうえで、学校教育上支障のない限り、学校長の同意を得て、不審者等の安全管理を行いやすい多目的教室などを地域開放している学校もございます。

さらには、本市は平成26年6月に「余裕教室活用指針」を策定し、その中で、学校教育以外の目的では、「未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり、将来にわたって市民が安全に安心して暮らせるまちづくり」を基本に、「すこやかネットの活動拠点」、「学童クラブ」、「放課後子ども教室」、「防災備蓄倉庫」については優先的に活用することとし、現在、学童クラブの恒久的な教室の転用に関して、関係機関と十分な検討を行い、活用を図っているところでございます。

しかしながら、多くの学校施設の1階部分は子どもたちのことを考え、円滑な学校教育を運営していくために低学年や支援学級などの教室を配置しており、地域活動の拠点と重なります。また、子どもたちと利用者双方の動線が重ならないこと、教職員が不在となる休日や学校の稼業時間外は、施設のセキュリティシステムを解除するために、集中管理している職員室への入室が必要になることから、児童生徒の個人情報の管理など、地域活動に学校施設を開放するには課題もございます。

教育委員会としましては、策定した「余裕教室活用指針」を基本として適切に運用を行ってまいりますが、学校施設も本市の公の施設のひとつであることの重要さを踏まえ、市全体としての公共施設の在り方について担当部署とも連携を深め、子どもたちと地域住民が安心して利用できるよう、ハード・ソフトの両面から施設活用に伴う課題の解決と試行的に教室を開放するパイロット校の選定について、検討してまいります。